

橿原市と畿央大学との包括的な連携協力に関する協定書

橿原市と畿央大学とは、相互の人的及び知的資源の交流並びに物的資源の活用を図り、多岐にわたる分野において連携し、かつ、協力していくため、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、橿原市と畿央大学が、多岐にわたる分野において密接に連携し、かつ、多様な手段で積極的に協力し合うことで、学術研究の成果を地方行政の現場において実践的に発揮し、住民の福祉の増進に寄与するとともに、地方行政の実状を踏まえた視点及び経験を学術研究に還元し、学術研究の深化に資すること並びに相互の人材の能力及び意欲の向上並びに人的ネットワークの構築を通じた地域社会の総合的な発展を目的とする。

(連携及び協力の具体化)

第2条 橿原市と畿央大学は、前条の目的を達成するため、積極的に連携及び協力を伴う事業を実施するものとし、その具体的な分野及び内容その他必要な事項については、別途協議するものとする。

(経費)

第3条 橿原市と畿央大学が、連携及び協力して行う事業に要する経費については、個別の事業ごとに協議の上、その適正な負担割合を算出するものとする。

(体制)

第4条 橿原市と畿央大学との包括的な連携及び協力を円滑かつ効果的に進めるために、橿原市と畿央大学に統括的な連絡調整の窓口を設置する。ただし、個別の事業については、それぞれの担当部署の間で連絡調整するものとする。

(情報の取扱い)

第5条 橿原市と畿央大学は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相互に提供し又は知り得た当該事業の成果に関する情報の一切について、書面による相手方の事前の同意なしに、第三者に開示又は遺漏してはならない。

(知的財産権)

第6条 この協定に基づく事業の実施によって知的財産権が生じた場合の、権利の帰属、取扱い等については、橿原市と畿央大学が協議の上、別途その取扱いを定めるものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日から発効するものとし、橿原市又は畿央大学のいずれかから特段の申出がない限り、継続するものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めるもののほか、成果の利用条件その他の合意が必要な事項については、橿原市と畿央大学が協議して別に定める。

本協定の証として、この協定書を2通作成し、双方署名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成25年6月28日

橿原市八木町一丁目1番18号

橿原市長

森下



奈良県北葛城郡広陵町馬見中4-4-2

畿央大学
学長

冬本 裕子

